

令和7年度第1回江別市成年後見制度利用促進協議会議事録（要点筆記）

日 時	令和7年6月6日（金） 午前10時30分から午前11時45分まで
場 所	江別市民会館 21 号
出席委員	林 恭裕、小泉 純、大桃 涼輔、菅 しおり、森田 弘之、白石 ゆかり、鹿島 聡美（7名）
欠席委員	なし
事 務 局	健康福祉部長 白石 陽一郎、健康福祉部次長 四條 省人、 介護保険課長 山本 彩子、地域支援事業担当参事 土谷 晶子、 障がい福祉課長 飯塚 修義、障がい福祉係長 細川 晃司、 地域支援事業担当主査 竹本 真祐、高齢福祉係長 川合 彩、 高齢福祉係主任 松居 早織（9名）
受 任 者	江別市成年後見支援センター長 佐藤 貴史、同センター次長 川口 圭太、 主任相談支援員 平塚 巧也、相談支援員 杉村 錬、成田 茉樹（5名）
傍 聴 者	なし
議 事	(1) 報告事項 ア 令和6年度中核機関の運営状況について 【資料1】 イ 令和6年度中核機関の受任調整等の状況について 【資料2】 (2) 協議事項 ア 江別市成年後見制度利用促進に係る中核機関の運営方針（案） について 【資料3】 イ 令和7年度中核機関（江別市成年後見支援センター） 運営業務等事業計画書（案）について 【資料4】

議事概要

【1 開会】

○山本介護保険課長

本日はお忙しいところ、お集まりいただき、誠にありがとうございます。はじめに、健康福祉部長よりご挨拶申し上げます。

【2 健康福祉部長挨拶】

○白石健康福祉部長 挨拶

【3 各委員及び事務局・江別市成年後見支援センター職員紹介】

○山本介護保険課長

（事務局異動職員紹介）

【4 議事】

○林会長

それでは次第に基づき、進めていきたいと思います。

最初に、報告事項ア「令和6年度中核機関の運営状況について、事務局からお願いします。

○川合高齢福祉係長

それでは当職からご報告いたします。1頁の資料1をご覧ください。こちらの資料は、運営状況の3か年比較となっており、令和4年度から令和6年度までの数字を記載しています。項目1「相談等の状況」(1)「のべ相談件数」について、令和6年度は824件となっており、前年度の649件と比較して、増加しております。

各新規相談件数については、(1)「のべ件数」は155件、(2)「実相談件数」は153件、(3)「相談件数(相談内容別)」は233件であり、前年度と比べて全て増加しております。

前回2月の会議でもご報告しましたとおり、令和6年度の特徴として、新規件数が多くなっております。

2頁の相談者内訳を見ると、関係機関からの相談が増加しております。詳細は後程ご報告いたします。

続いて、項目2「支援等の状況」(1)「申立ての状況」について、こちらは江別市成年後見支援センター(以下「センター」という。)で申立て支援に携わった件数です。

令和6年度に、センターから市に申立てを要請した件数は、後見類型が7件となります。参考として、下記に家裁へ申立てした件数を記載しており、後見類型が6件となります。

次に、本人申立ては、保佐類型が7件、補助類型が3件、親族申立ては、後見類型が2件、保佐類型が2件、辞任選任申立ては後見類型が1件となります。

次に、(2)「活動状況」について、成年後見支援センター職員の活動件数は485件、後見支援員の活動件数は、221件となっております。内訳は3頁に記載しております。

(3)「支援対象者の状況」について、高齢者が11件、障がい者が4件となっております。

引き続き2頁をご覧ください。(1)「のべ相談件数(相談者別)」について、①から⑮の項目に分けて計上しております。最も多い項目が②「親族」137件、次に①「本人」124件、⑪「医療機関」106件となります。

令和6年度の傾向としては、関係機関からの相談が増えており、特に⑪「医療機関」や⑨「介護施設等」からの相談が増えております。医療機関からの相談としては、身寄りのない、または支援する方がいない高齢者の案件で、やりとりする機会が増えております。

また、⑮「その他」については、葬儀会社や不動産会社、生命保険会社など、申立ての段階から民間事業者とのやりとりが増えております。

次に、(2)「相談件数(相談内容別)」について、昨年同様、①「法定後見」が最も多く121件、次に⑦「財産管理」37件、②「任意後見」23件となります。

引き続き3頁をご覧ください。(1)「申立ての状況」については、先程申し上げましたとおりです。

(2)「活動状況」について、成年後見支援センター職員は、②「財産管理」が219件と最も多く、次いで⑤「介護・障がい関係者からの相談対応」が108件、③「各種契約、手続き等」が103件となっております。

後見支援員は、⑥「定期訪問・支援」が216件となっております。

(3)「支援対象者の状況」は資料のとおりです。

次に4頁をご覧ください。項目3「その他の活動状況」について、市民への成年後見制度の普及啓発活動や、市民後見人候補者への研修を報告いたします。

(1)「成年後見制度普及啓発」について、年に1回、市民向けに講演会を実施しており、令和6年度は11月16日に、元裁判所首席書記官の渋井保之氏を講師にお迎えし、成年後見制度の概要や事例の解説をするほか、参加者と一緒に後見人についてクイズ形式で楽しく学びました。参加人数は76名となります。

次に、(2)「市民後見人フォローアップ研修」について、年に2回開催しております。

1回目は、6月13日に開催し23名が参加しております。講義内容は、長年障がい者支援に携わっている成田智弘氏をお迎えし、障がい福祉制度の手続方法や事例を通して、精神疾患のある方への症状に応じた支援方法を学びました。

2回目は、12月10日に開催し19名が参加しております。1人目の講師は、昨年度に引き続き、東京大学大学院の東特任専門職員を講師として、報酬付与の見直しや後見終了時期の検討など、国の具体的な動向を説明していただきました。

2人目の講師は、NPO法人DP I 日本会議議長補佐の崔栄繁氏を講師としてお迎えし、障害者権利条約の概要を解説していただいたほか、当事者事例を通して、本人の意思と周囲が望む支援の違いや、意思決定支援を学びました。

以上、資料1の報告を終わります。

○林会長

それでは今の報告について、委員の方から何かご質問等ございますか。

○森田委員

質問ではありませんが、申立ての内容を見て、市長申立て要請が7件で、家裁への申立てが6件だったことや、本人申立ても保佐が7件、補助が3件ということで、江別の特徴が出ているのかなと聴いていました。

市長申立てが例年多いことと、保佐・補助の申立ても多いことが素晴らしいと感じたところです。

○林会長

どうもありがとうございます。ほかに質疑ありますか。

○大桃委員

参考程度に伺いたいのですが、相談状況の「のべ相談件数」で、医療機関や介護施設からの相談が増えているということは、多分周知が進んでいる証拠だと思いますので、とても素晴らしいことかと思います。例えば、介護施設から相談があつて、本人の後見申立てなどに進んだ場合、それは施設からの相談に振り分けられているのですか、それとも本人からの相談に振り分けられていますか。

○平塚主任相談支援員

施設からの相談に振り分けています。

○大桃委員

本人からの相談が、62件から124件と倍近く増えていて、これはほぼ法定後見というより、任意後見や生活に関することが多いのかなと思いますが、どのような相談が増えている状況でしょうか。

○平塚主任相談支援員

こちらは、例えば今言っていた例だと、新規でまず施設からの相談ということで1件と計上して、そこから継続相談に計上しています。

どうしても保佐・補助の申立てだと、本人に会う回数も増えるので、ここにのべ件数として計上しています。

○大桃委員

2回目以降は、本人の相談として計上されて、やはり基本的には法定後見の相談が多いということですね。

○平塚主任相談支援員

そうです。

○林会長

はい、どうもありがとうございます。

○菅委員

医療機関からの相談が増えていて、その中に、身寄りのない事例が増えているとのことですが、これに関しては、札幌市の会議の報告でも、同じような傾向が出ています。その中で相談を受けると、やはりゼロの状態からの相談なので、医療機関側は早く対応してほしい、という場合が多いという意見も出ていました。

江別市の場合は、身寄りのない方たちの相談が、例えば医療機関からあったときに、どのように対応しているのか、教えていただけますか。

○平塚主任相談支援員

色々な事例がありますが、本当に急いでいて、本人もしっかりされている場合だと、スピーディーに財産管理委任などが可能な司法書士の方に繋ぐ事例や、本人の判断能力が著しく低下していて、専門職に報酬を払うことも難しい場合だと、やはり法定後見の申立てを進めていく事例が多いです。

○菅委員

法定後見の手続き期間は、医療機関に待っていただくような形ですか。それとも、何か援助を別な形でしているのでしょうか。

○平塚主任相談支援員

どうしても、財産関係の資料や本人情報シート・診断書は、医療機関側で取ってもらう必要がありますので、そこは医療機関に早めに収集してもらい、それができたら、こちらも申立て状況に合わせて、市長申立てであれば市と進めて、本人申立てであれば司法書士の方と進めると医療機関に伝えます。

そして、センターには急性期病院からの相談が多くて、後見人をつける見込みで、次の医療機関を探して、という事例が多いです。

そのため、最終的に後見人がつくときには、本人が相談先の医療機関に入院しているときではなく、違う医療機関に入院しているときとなります。

○林会長

どうもありがとうございます。ほかに質疑なければ、この報告は終わりますがよろしいですか。

(質疑なし)

それでは、報告事項イ「令和6年度中核機関の受任調整等の状況について」、事務局から報告願います。

○成田相談支援員

5頁の資料2をご覧ください。令和7年3月末までの受任調整会議の開催状況について、第1回目は、令和6年8月5日に開催しています。1人目は90歳女性で在宅、長谷川氏が23点以上、視力障がいのため一部実施不可の方です。概要としては、生活保護の受給・婚姻歴はありません。疾病は、認知症・緑内障・視力障がい・老視・骨粗しょう症・腰痛症・座骨神経痛・難聴で、診断書類型は保佐となります。協議結果は、制度利用が適当、申立方法は本人申立て、

後見人等は法人受任（社協）となり、受任者が社協となります。

2人目は38歳男性、身体障がい者向け賃貸住宅にお住まいで、長谷川式は22点となります。概要としては、生活保護の受給・婚姻歴はなく、疾病は右皮殻出血・高次脳機能障害・身体障がい、診断書類型では保佐となります。制度利用は適当、申立方法は本人申立て、後見人等は法人受任（社協）で、受任者は社協となります。

第2回会議は、令和6年10月16日に開催し、対象者は89歳男性、高齢者賃貸住宅にお住まいの方です。概要としては、生活保護の受給はなく、婚姻歴があり、疾病はアルツハイマー型認知症、診断書類型では後見となります。協議結果は、制度利用が適当、申立方法が市長申立て、後見人等は法人受任（社協）、受任者は社協となります。

第3回会議は、令和7年2月4日に開催、1人目は86歳男性で入院中であり、長谷川式は9点となります。生活保護の受給・婚姻歴はありません。疾病としては、統合失調症・アルツハイマー型認知症、診断書類型では後見となります。協議結果は、制度利用は適当、申立方法は市長申立て、後見人等は市民後見人で、受任者が市民後見人となります。

2人目は74歳女性、高齢者賃貸住宅にお住まいで、長谷川式が13点となります。生活保護の受給・婚姻歴はありません。疾病としては認知症、診断書類型で保佐となります。協議結果は、制度利用は適当、申立方法が本人申立て、後見人等は、法人受任（社協）で、受任者が社協となります。以上、合計5件となります。

次に6頁をご覧ください。項目2「成年後見等の受任状況」について、(1)「受任状況」は、法律職が5件、福祉職が2件、その他専門職が4件、社協が5件、市民後見人が1件となります。下記に参考として、社協の受任内訳を記載しています。令和7年3月末時点で、後見類型が10件、保佐類型10件、補助類型が2件、合計22件となります。

次に参考として、市民後見人の受任内訳について、後見類型が2件、保佐類型が1件、補助類型が0件、合計3件となります。報告は以上です。

○林会長

どうもありがとうございます。今の報告について、何か質疑ありますでしょうか。

○森田委員

「中核機関の受任調整等の状況」の欄について、これまで同じ様式、同じ形式で報告していただいているが、もし可能であれば、「概要」の欄かどこかに、制度を利用した目的、大体は財産管理や身上保護、ほかにあるとすれば遺産分割や自宅売却などかと思いますが、そういった目的を、簡単に記載していただきたいです。

○林会長

どうもありがとうございます。

私も、財産管理か医療機関の身元保証関係なのか、口頭や簡単な記載でもいいので目的を入れてもらえると非常にわかりやすいかと思しますので、よろしくお願いいたします。

ほかになければ、今の報告はこれでよろしいですか。

(質疑なし)

それでは、次に協議事項のア「江別市成年後見制度利用促進に係る中核機関の運営方針（案）について」、事務局から説明願います。

○川合高齢福祉係長

資料3と、併せて本日配付しました「第5期江別市地域福祉計画」の「第2期江別市成年後見制度利用促進基本計画」60頁をご覧ください。

運営方針については、令和4年3月に策定した「江別市成年後見制度利用促進に係る中核機関設置要綱」に基づき、中核機関の効果的で円滑な運営のために策定しているものとなります。

昨年は、報告事項としておりましたが、今回第2期計画が策定されたことに伴い、運営方針を一部変更したいと考えております。主な変更点を赤字で記載しましたのでご確認ください。

まず8頁の項目3「中核機関の業務」(1)「地域連携ネットワークの運営」について、これまでは、運営方針の後半に記載しておりましたが、第2期計画の中核機関の主な取組として、冒頭に記載していることから、運営方針も冒頭に記載しております。

また、これまでネットワークの「構築」と記載しておりましたが、今回「運営」と変更しております。

理由としては、まず第1期計画以降、中核機関は権利擁護が必要な人の早期発見・早期支援のために、関係機関と密に連携し、地域体制の整備をまいりました。

また、令和4年に地域連携ネットワーク協議会を設置し、関係機関と定期的に情報共有を行い、関係づくりを行っております。

こうした経緯を踏まえて、すでにネットワークの構築という段階から、さらに進んで中核機関として、ネットワークを強化し、運営していくという表現の方が、より今後の運営方針には合っていると考え、変更しております。

また、第2期計画内容に合わせて、(1)に項目イを追記しております。

次に、(2)「普及啓発・利用促進」について、「利用促進」という文言を追記しております。

こちらは、計画61頁の一番上の項目で、「広報機能、利用促進機能の充実」とリンクしております。運営方針の(2)の内容に大きな変更はありませんが、文中に「正しく理解し、だれもが安心して制度利用できるよう」と追記し、市民に制度をわかりやすく広報することが、制度の利用促進に繋がるのではと考え、「利用促進」の文言を追記しております。

次に、(3)「相談対応及び利用支援」をご覧ください。

こちらは、計画の61頁「相談機能の充実」にリンクをしております。

中核機関として、項目イ・ウにあるように、引き続き成年後見制度に関する相談を丁寧を受けていくとともに、相談の中には、様々な課題を抱えて、支援を必要としている事例も多々あるかと思えます。こうした権利擁護支援を必要としている方に、地域連携ネットワークの関係機関と連携して、支援していくということを、項目ア・エに追記しております。

次に、(4)「市民後見人の育成・活躍支援」について、「活動」支援から「活躍」支援という文言に変更しております。

なお、市民後見人については、第2期計画の57頁と61頁に記載をしております。計画にもあるとおり、地域共生社会に向けて、また身近な地域のサポート役として、市民後見人のニーズはますます高まっていくと考えております。

これまで以上に、市民後見人という存在を、広く地域、市民の皆さんに知っていただくために、様々な周知を続けていくことを追記しております。

「活躍」という言葉は、市の計画にも記載しておりますが、元々国の計画から引用した言葉でもあります。

昨年、計画の協議の際にもお伝えしましたが、地域として、市民が後見活動の担い手であることの意義や、こうした人達が地域にすることで、地域共生社会を実現するための地域づくりや、権利擁護意識の醸成に繋がっていくという思いを込めて、「活躍」という言葉を引用しており、これからの時代に合わせた表現として、「活躍」という文言に変更しております。

次に(8)「成年後見人等への支援」について、計画では61頁の「成年後見人支援機能、チーム支援の推進」とリンクしております。今回、計画の表記に合わせて、赤字部分「親族後見人等が、知識や経験不足により不適切な事務を意図せず行うことがないよう、家庭裁判所等と連携しサポートする」という記載に変更しております。

これまでは、「不適切な後見事務が確認された場合は、家裁と連携して迅速に対応する」と記載をしていたところですが、「迅速に対応する」という部分について、昨年第1回会議でも皆さんと意見交換させていただきました。

中核機関として、実際に相談を受ける中で、想定される事例としては、親族後見人等が自分

で気づかないうちに、家裁への提出書類の不備や、手続き上の誤りを発見することが想定されるかと思います。こうした場合に、家裁と連携して後見人をサポートしていくことが、中核機関として、より現実的に想定されるため、記載を変更しております。

最後に、項目4(2)「成年後見制度に関する各種支援事業等の活用」について、文末に「制度の利用を促進する」と追記しております。

こちらは、先程9頁の「普及啓発・利用促進」でもお伝えした内容と重複しますが、正しい成年後見制度の理解や利用支援は、制度の利用促進に繋がると考えますので、追記しております。説明は以上です。

○林会長

どうもありがとうございます。

今の運営方針案について、委員の皆さんいかがでしょうか。

○森田委員

先日新聞で、成年後見制度の利用が進んでいないという記事が載っていました。やはり利用がなかなか進まないという理由として、事案が終了しても、後見事務がずっと継続していくことや、江別はそうではありませんが、市町村長申立ても進んでいないと記載されていました。

今回の運営方針(案)においても「利用促進」という部分が多く追記されていたので、利用が進んでいない状況を踏まえると、良い内容なのではと思っています。

1点お伺いしたいことは、9頁(8)の「支援チーム」という部分について、これは成年後見人・被後見人を支援する身近な支援チームのことだと思いますが、具体的にはどういうチームを想定していますか。

○川合高齢福祉係長

まず最も想定されるチームは、身近な親族がチームの一員として想定されるかと思います。

ただ、支援者のいない高齢者が増えていく中で、福祉・医療など地域の関係者や、後見人もチームとなって連携して、日常的に本人を見守り、状況に応じて支援を考えていくことだと認識しています。計画では60頁にイメージ図を記載しています。

支援チームでは、本人を中心に、本人の意思決定に寄り添うことが権利擁護支援で重要なことだと思います。

○林会長

北広島市のケース検討会議では、やはり単身の方が多いです。親族と全然連絡が取れない場合に、市長申立てだと大抵社協が法人後見を受けています。そうすると、社協の社会資源を通して、社協がその支援ネットワークの主要な部分を担っています。

成年後見の場合、親族後見でそういったものがない場合、どのような支援が作られるか、ケアマネジャーや障がい者の相談機関など、どのように支援チームを作っていくかは、これからの課題かと思っています。

その辺のところで、成年後見制度を利用したらお任せという事例も報告されています。

江別も同じかと思いますが、法人後見において、社協が日常生活自立支援事業を使い、色々な形で支援していくというネットワークが自然とできますが、それ以外でどのように支援チームを作っていくのかは、これからの課題かと。

そのときに、関係機関のスタッフがどのように関わるかが大事だと思います。

今は社協の社会資源が有効に活用されていると思いますが、社協としてはいかがですか。

○平塚主任相談支援員

例えば、最近の事例だと、社協で法人後見している方が、施設で暮らしていて、お金が足り

ないという方がいました。社協としては、施設に預かり金を渡して、そこから毎月本人に生活費を渡すことをしていましたが、その費用が足りないと。現実的に生活保護を受けている方なので、こちらも出すことができる額は決まっている状況でした。この事例では、施設・保佐人の立場として社協、就労支援の事業所で1度集まって会議をしました。

ほかの場合でもそうだと思います。何かあったときには、関係者で集まって会議をして、今後の方針を決めていくと思います。

○森田委員

個人的には、家裁は親族後見人を選任した責務というか、その地域にどういう支援体制があるのか、社協や地域包括支援センターなど関係機関に相談するなど、親族後見人が孤立しないフォローをすることも必要になってくるのではないかと思います。

○林会長

それでは、中核機関の運営方針については、このとおり了承されたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

続きまして、「令和7年度中核機関運営業務等事業計画書(案)について」、事務局から説明願います。

○川口センター次長

それでは11頁の資料4をご覧ください。初めに「中核機関運営業務」について、項目1「業務に対する基本的考え」では、江別市成年後見支援センターは、判断能力に不安のある方の日常生活や財産管理等に関する相談支援業務を行うとともに、江別市が設置する中核機関として、専門職団体、関係機関及び地域の関係者等との連携を図りながら、制度の利用促進に向けて事業を展開してまいります。

また、成年後見制度を推進する担い手としての市民後見人を養成し、その活動支援と市民への周知を行ってまいります。

次に項目2「実施内容」について、(1)「相談対応及び利用支援」では、制度に関する相談対応や、申立書及び書類作成の助言を行い、円滑な利用をサポートします。

また、地域連携ネットワークを活用し、各相談支援機関及び専門職等との連携、情報共有を図ります。

(2)「成年後見制度市長申立ての支援」では、手続きの準備段階から、市と連携し円滑な申立てができるよう支援を行います。

(3)「市民後見人の活動に対する相談支援及び業務管理」では、市民後見人が公正かつ適正に後見活動ができるよう、定期的な面談や相談支援を実施し、個人受任のケースでは適切なフォローと4か月ごとに業務確認を行います。

次に12頁(4)「市民後見人の活動紹介」として、ホームページや出前講座等を活用して、市民後見人の役割や活動を市民に紹介していきます。

(5)「市民後見人候補者の登録・管理」として、市民後見人登録者名簿を作成・管理し、登録者の継続について意向確認を行います。

(6)では、利用支援を行う案件において、受任候補者が決定しない場合に、成年後見人等の受任調整を行うための受任調整会議を運営します。

(7)「成年後見人等の推薦」では、受任調整会議の結果を受けて、家庭裁判所に候補者の推薦を行い、家庭裁判所における成年後見人等選任のための検討資料として、必要な支援内容等の情報を提供します。

(8)では、親族後見人をはじめとした成年後見人等が安心・適切に後見活動に取り組めるよう、相談支援窓口の周知を行い、相談しやすい環境整備に取り組むとともに、被後見人や後見

人等を支援する身近な支援チーム結成の支援調整を行います。

また、親族等が不適切な後見事務を行うことがないよう、家庭裁判所等と連携しサポートします。

(9) では、地域連携ネットワーク協議会の開催や、チームへの支援等を通じて、相談支援機関や専門職、地域の関係機関、関係者、家庭裁判所等と連携する地域連携ネットワークを運営します。

(10) では、中核機関の各種業務が円滑に進められるよう、家庭裁判所との密接な連携体制と信頼関係の構築に取り組みます。

(11) 「日常生活自立支援事業等との連携」について、社協が実施する当該事業利用者が後見制度へ移行の必要性が生じた場合に、連携を図り、切れ目ない支援を行います。

また、社協が行う各種事業とも連携を図ってまいります。

13頁(12)「その他」として、中核機関の運営その他委託業務の執行に関し、必要な事項が発生した場合は、江別市と協議の上、適切に対応することとします。

項目3「スケジュール」は、資料16頁に年間スケジュールを記載しておりますので後程ご参照願います。

項目4「実施体制」として、主任相談支援員1名、相談支援員2名の計3名体制で業務を実施してまいります。

次に「市民後見人フォローアップ研修開催運営業務」について、項目1「業務に対する基本的考え」では、現在登録している市民後見人候補者に対し、必要な知識や姿勢を学ぶ機会を提供し、資質向上及び意欲の維持を図るため、研修を開催いたします。

項目2「実施内容」(1)「市民後見人の育成」として、フォローアップ研修を年2回開催します。

引き続き14頁について、本年度1回目の研修は、6月18日に外部講師を招きまして、特殊詐欺及びキャッシュレス等に関することを学ぶ研修を行います。

第2回目は、8月頃に外部講師を招いて、成年後見制度利用促進計画に沿って、制度の動向等を学ぶ内容の研修を予定しています。

(2)「市民後見人意向確認」として、市民後見人候補者登録の継続について、意向確認を行います。

(3)「その他」は資料に記載のとおりです。

次に「成年後見制度普及啓発業務」について、項目1「業務に対する基本的考え」は、成年後見制度を市民にとって身近な制度として利用できるよう、成年後見支援センターを初めとする相談支援窓口及び市民後見人の認知度の向上を図るため、普及啓発業務を行います。

項目2「実施内容」(1)「普及啓発活動」では、チラシを作成し、出前講座や行事等の際に配布するほか、広報誌やホームページといった媒体を活用して、センターの業務や市民後見人の活動などを紹介します。

(2)「市民向け講演会の開催」については、今年度は11月中旬を予定しており、弁護士による成年後見制度の解説をする予定です。講義内容は「これからの成年後見制度・権利擁護支援」を予定しています。

(3)「関係機関との研修」、15頁(4)「出前講座の実施」では、関係機関等を対象とした研修の実施や、関係団体等の依頼により、出前講座を実施いたします。

(5)「その他」は資料のとおりです。

次に「市民後見人養成講座開催運営業務」について、項目1「業務に対する基本的考え」は、成年後見制度利用の需要の高まりに対応するため、地域貢献への関心が高い一般市民を市民後見人として養成し、業務を適正に行うために必要な知識、技術等を習得することを目的とした市民後見人養成講座を開催いたします。

項目2「実施内容」(1)「講座内容」として、養成講座の受講前に、制度の概要や市民後見人の活動について理解を深めていただきますよう、事前説明会を開催いたします。

養成講座を申込みするためには、事前説明会の参加を必須とします。定員は30名程度とし、座学は6日間の日程で、座学のほか、市内の介護及び障がい者支援事業所の施設見学を行います。

(2) では、当該講座受講修了者は修了証を交付し、市民後見人候補者への登録を行います。令和7年度中核機関運営業務等・事業計画書(案)の説明は以上です。

○林会長

どうもありがとうございます。

今の説明について、委員の皆さんいかがでしょうか。

○小泉委員

誤植かと思いますが、13頁の項目4「実施体制」の「配置人数」の欄で、2行目の「但し」と、下記「勤務形態」の欄の「ただし」がひらがなになっているので、表記をひらがなに統一された方がいいのかと思います。

○林会長

ありがとうございます。ほかになれば、提案どおり了承ということでよろしいですか。

(異議なし)

次に次第5「その他」について、今回事務局から小泉委員に、「中核機関の法定化」について国の動向など情報提供をお願いしておりますので、小泉委員よろしくお願いします。

○小泉委員

資料が「地域共生社会のあり方検討会議第9回」と書かれている「論点整理案の補足事項」というものになります。

この「地域共生社会のあり方検討会議」が、皆さんご存じのとおり、今、成年後見制度自体が改正されようとしている中で、改正したからよくなる、というわけではなくて、そもそも社会福祉法制をどのように変更していくかを検討する会議になっていまして、その中で「中核機関の法定化」など、色々な話題が出ています。

具体的には、資料4頁に「中核機関の位置付け及びその業務等について」と記載されている部分となります。

背景の最初に、「今後、成年後見制度が適切な時期に必要な範囲・期間で利用できる制度に見直された場合、家庭裁判所において後見等の終了等を判断するにあたり、地域における成年後見制度以外の他の支援による本人に対する支援の可否等について情報提供を行うことができる法定の機関の存在が求められている」と記載されています。

これが、いわゆる「中核機関の法定化」の話になっています。前提として、皆さんご存じかと思いますが、来年に成年後見制度の改正案が、おそらく国会に提出されて、ほぼほぼ成年後見制度が改正されるだろうという状況です。色々な案が出ていて、法制審議会でのどのような条項にするか検討している会議において、中間試案が出ていて、その案のどれを取るのかという話まで進んでいる状況です。そもそも、3類型、後見・保佐・補助という名前自体が消えて、ほぼ1類型プラスアルファになるかどうか、という話が出ています。

そのため、そもそも「成年後見」という言葉自体が使われなくなる可能性があります。その改正の中で、今読み上げた背景に書いている「必要な範囲・期間」というところが、基本的に、今の案だと、おそらく終わりがある法律制度になります。

つまり、それが「有効期間」とするのか、賃貸借契約のように自動更新とするか、など色々な場合がありますが、基本的にはどこかで終わりが来るような法制度化をされる可能性が強くなってきています。それでは終わった後に、例えば財産管理を、誰に引き継ぐのかという問題になったときに、日常生活自立支援事業に移行するのか、その他の地域資源を使えるのかどうかを検討されている中で、結局終わって終了だけだと、なかなか難しいというところがあるの

で、家裁としても、本当に終わらせていいのかどうかを、判断する必要があります。

そういうときに、例えば、中核機関が情報持っていれば、そこに情報提供を求めて、判断材料にしていくということが必要になってくると。

これには、色々な意味合いで、個人情報の問題などもありますので、今はきちんとした法的な根拠がありません。

4 頁の背景の 2 つ目に、各市町村において中核機関の整備が進められているが、中核機関には法的根拠がないので、法的根拠をつけた上で、家裁との関わりを強くするほか、先程「支援チーム」のお話もありましたが、支援のコーディネートを、中核機関に行ってもらうことを求められる中で、法定化しよう、という話が出ているようです。私からは以上です。

○林会長

どうもありがとうございます。

最近、在り方検討会の中間まとめが出ましたが、要するに社会福祉法の改正がリンクされていて、第 2 種社会福祉事業としての位置付けで入るのか、民法の方に入るのかはまだわかりませんが、一応法定化されるのでは、という話です。

○菅委員

今、大きく後見制度が変わるということで、社会福祉士会でもどのように対応していこうかと話しています。

○小泉委員

先程の話の続きですが、社協さんの役割が、先日の報道にもありましたとおり、中核機関やその他の色々な事業、死後の問題、身寄りのない問題をどうするのかなど、色々な案が出されており、とても大変になるのではないかと感じておりました。

○林会長

私が心配していることは、日常生活自立支援事業があって、それから身寄りのない問題については、例えばこういう機関があつてと、在り方検討会では色々書かれていましたが、それはひとりの人の権利を、分散する形になってしまい、そういった制度ができてしまうと、そこに全てを任せてしまうことがあると思います。

本来ならば、やはり地域の中で、住民が相互に助け合う基盤があつて、足りないところをそうした制度で補うことがベストだと思います。制度だけが先に行ってしまうと、その人は地域と全く無関係になって、そうした支援だけで生活していかなければならなくなってしまう心配があり、本当にそれでいいのかと。制度は充実するけれども、その人の地域での生活が保障されるのかどうか。

私としては、社協がたくさんの事業を行うのではなくて、地域の組織化というところをきちんと行って初めて、そうした制度が生きてくると思います。

確かに、法的根拠はないけれど、第 2 種社会福祉事業になれば、背景はできますが、もっと地域の中でどうするのかを、きちんとやっていく必要があると思います。

本人の意思決定が本当に最大限尊重されて、できれば地域の人たちとの関わりの中で、助け合う関係があつてこそだと思います。

○菅委員

私も、地域できちんと受け止めることができない場合があるにも関わらず、制度だけが独り歩きしていくことを危惧しています。

また、成年後見制度においても、被後見人との信頼関係を築くことが大変な場合もあり、そうした困難事例がある中で、社協さんに全てをお任せすることは、心配だと感じています。

○林会長

在り方検討会議の中間報告も出ましたから、おそらく年内には法制審議会で擦り合わせをして、社会福祉法の方針が出てくるとは思います。

それでは、もう1点事務局から「江別市成年後見制度利用支援事業の報酬助成」について情報提供がありますので、お願いします。

○川合高齢福祉係長

本日、参考資料として「江別市成年後見制度利用支援事業実施要綱」を配付しております。

今回この要綱は、令和7年5月30日に改正しており、改正内容は2回目以降の申請書類を一部省略することといたしました。

今回、情報提供させていただく内容は、後見報酬についてです。

先日成年後見支援センターと情報共有し、社協が法人後見を受任している案件で、生活保護を受給している方の、報酬付与申立てを家裁にしたところ、12か月で20万円という審判が出ました。

報酬が付加された理由として、おそらく障害年金の申請に伴う診断書の調整や、月に1回本人と面談をしている旨を記載したからではと推測しています。

この方は、これまで何年も年間12万円の報酬でしたが、報告書の様式変更に伴い、報酬が付加されたのではないかと思います。

また、先日市民後見人が受任している案件でも、月額1万5千円、12か月で18万円の報酬審判が出ております。こちら、おそらく自主報告の様式で、月に1回本人の配偶者とともに、本人と面談している旨を記載したことが考慮されたのではと推測しています。

今後、このように身上保護が考慮されて、報酬が以前よりも増える方が多くなっていくと思います。

他市にも状況確認しましたが、去年の段階では明確に報酬額の目安が示されていない中で増額しているということもあり、行政として予算や今後の運用を検討しているとのことでした。

まずは、現状を皆様に情報共有させていただきました。以上です。

○林会長

どうもありがとうございます。委員の皆さんからご意見ありますか。

○森田委員

家庭裁判所は、以前から報酬基準の改定は行っていたとは思いますが、ある程度、全国的な報酬基準が、去年の暮れ頃から大体決まったのだと思います。

おそらく、身上保護を重視するという部分が大きな改正だと思います。今までは管理の金額によって多少の報酬差があったかと思いますが、今後は身上保護の部分が、おそらく影響してくるのではないかと聞いています。

○川合高齢福祉係長

ありがとうございます。今後、家裁との連絡協議会でも何らかの情報提供があるかと思っています。

○林会長

ありがとうございます。

ほかにご意見なければ、事務局から連絡事項ありますか。

○山本介護保険課長

今回の運営協議会開催は、令和8年2月頃に中核機関の活動状況の報告を予定しております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○林会長

ほかに何かお話ししたいことはございますか。よろしいですか。
それでは本日の日程全て終了いたします。

以上